

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項（課長通知）素案

1 管理組織の確立

- (1) 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。
また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。
- (2) 会計責任者については代表理事が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は代表理事の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。
- (3) 法人は、上記事項を考慮し、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。

2 予算と経理

- (1) 法人は、事業計画をもとに収入支出予算を編成し、資金収支予算書を作成するものとする。また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支明細書の勘定科目に準拠することとする。
- (2) 法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。
なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。
- (3) 会計帳簿は、仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

3 決算

決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類（貸借対照表、損益計算書（内訳表含む。以下同じ。））及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会、社員総会の承認を受け、認定所轄庁に提出しなければならない。

4 寄附金の扱い

- (1) 金銭の寄附は、損益計算書の経常経費寄附金収益又は設備整備等寄附金収益として計上し、併せて資金収支明細書の経常経費寄附金収入又は設備整備等寄附金収入として計上するものとする。
- (2) 寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常

経費寄附金収益及び経常経費寄附金収入として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、損益計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支明細書には計上しないものとする。

ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。

なお、寄附金及び寄附物品を収受した場合には、寄附者から寄附申込書を受けるとする。

5 棚卸資産の会計処理等について

棚卸資産については、原則として、資金収支明細書上は購入時等に支出として処理するが、損益計算書上は当該棚卸資産を費消等した時に費用として処理するものとする。

6 減価償却について

(1) 減価償却の対象と単位

減価償却は耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。減価償却計算の単位は、原則として資産ごととする。

(2) 残存価額

ア 有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。

イ 無形固定資産

無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。

(3) 耐用年数

耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

(4) 償却率等

減価償却の計算は、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の定めによるものとする。

(5) 減価償却計算期間の単位

減価償却費の計算は、原則として1年を単位として行うものとする。ただし、年度の中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位（月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする）として計算を行うものとする。

(6) 減価償却費の配分の基準

複数の業務に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人

数等の合理的基準に基づいて毎期継続的に各業務に配分する。

7 基本財産の取扱いについて

定款において基本財産の規定を置いている場合であっても、貸借対照表及び財産目録には、基本財産としての表示区分は設ける必要はないが、当該基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末残高について、貸借対照表の科目別に会計基準第20条第1項第14号の事項として注記する。

8 引当金について

(1) 貸倒引当金について

ア 貸倒引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において回収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を貸倒引当金に計上する。

イ ア以外の債権については、過去の回収不能額の発生割合に応じた金額を貸倒引当金として計上する。

(2) 賞与引当金について

賞与引当金の計上は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。

(3) 退職給付引当金について

11を参照のこと。

9 積立金と積立資産について

(1) 積立資産の積立て

運用上の取扱い第12において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする。

(2) 積立資産の積立ての時期

積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるものであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2か月を越えないうちに行うものとする。

10 リース会計について

(1) リース会計処理について

企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。社会福祉連携推進法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。

土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択

権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。

なお、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は運用上の取扱い第5に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。

（2）利息相当額の各期への配分について

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を適用することができる。

ア 運用上の取扱い第5の定めによらず、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。

イ 運用上の取扱い第5の定めによらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用することができる。

なお、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（運用上の取扱い第1で通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、運用上の取扱い第5に従い利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。

11 退職給付について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の社会福祉連携推進法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉連携推進法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉連携推進法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

12 資産価値の下落について

会計基準省令第6条第3項に規定する会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

13 計算関係書類の勘定科目及び計算書類に対する注記について

（1）計算関係書類の勘定科目

勘定科目は別添に定めるとおりとする。

貸借対照表は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとするが、追加・修正はできないものとする。損益計算書（内訳表除く）は、勘定科目の大区分のみを記載し、損益計算書内訳表は勘定科目の中区分までを記載する。必要のない勘定科目は省略することができるものとするが、追加・修正はできないものとする。

また、資金収支明細書は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとするが、追加・修正はできないものとする。

（２）計算書類に対する注記

計算書類に対する注記は、該当する内容がない項目についても、会計基準省令第 20 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号を除いては、項目名の記載は省略できない。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載するものとする。

14 関連当事者との取引について

運用上の取扱い第17における関連当事者との取引の内容について計算書類に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

（１）関連当事者の範囲

ア 当該社会福祉連携推進法人の常勤の役員として報酬を受けている者及びそれらの近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者。なお、「親族及びこの者と特別の関係にあるもの」とは例えば以下を指すこととする。）

（ア）当該役員とまだ婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者

（イ）当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

（ウ）（ア）又は（イ）の親族で、これらの者と生計を一にしている者

イ 当該社会福祉連携推進法人の常勤の役員として報酬を受けている者及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人

ウ 支配法人（当該社会福祉連携推進法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。）

次の場合には当該他の法人は、支配法人に該当するものとする。

- ・ 他の法人の役員である者が当該社会福祉連携推進法人の意思決定機関の構成員の過半数を占めていること。

エ 被支配法人（当該社会福祉連携推進法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。）

次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。

- ・ 当該社会福祉連携推進法人の役員若しくは職員である者が他の法人の意思決定機関の構成員の過半数を占めていること。

オ 当該社会福祉連携推進法人と同一の支配法人を持つ法人

当該社会福祉連携推進法人と同一の支配法人を持つ法人とは、支配法人が当該社会福祉連携推進法人以外に支配している法人とする。

(2) 関連当事者との取引に係る開示対象範囲

ア 上記(1)ア及びイに掲げる者との取引については、貸借対照表項目及び損益計算書項目いずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

イ 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

(ア) 貸借対照表項目に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

(イ) 損益計算書項目に係る関連当事者との取引

サービス活動収益又はサービス活動外収益の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益とサービス活動外収益の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

サービス活動費用又はサービス活動外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動費用とサービス活動外費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

特別収益又は特別費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに1,000万円を超える収益又は費用の額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合は損益を併せて開示する。ただし、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が税引前当期活動増減差額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

15 固定資産管理台帳について

有形固定資産及び無形固定資産は、個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。

勘定科目説明

※貸借対照表は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとするが、追加・修正はできないものとする。また、損益計算書(内訳表除く)は、勘定科目の大区分のみを記載し、損益計算書内訳表は勘定科目の中区分までを記載する。必要のないものは省略することができるものとするが、追加・修正はできないものとする。

1. 貸借対照表勘定科目の説明

<資産の部>

科目		説明
大区分	中区分	
流動資産	現金預金	現金(硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等)及び預貯金(当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等)をいう。
	有価証券	債券(国債、地方債、社債等をいい、譲渡性預金を含む)のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に満期が到来するもの、又は債券、株式、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。
	事業未収金	業務収益に対する未収入金をいう。
	未収金	業務収益以外の収益に対する未収入金をいう。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。
	受取手形	業務の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債権(金融手形を除く)をいう。割引又は裏書譲渡したものは、受取手形から控除し、その会計年度末日における期限未到来の金額を注記する。
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。
	1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金	社会福祉連携推進業務長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	社会福祉連携推進業務短期貸付金	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人に対する貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。
	その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
固定資産	貸倒引当金	債権について回収不能額(返済免除等を含む)を見積もったときの引当金をいう。
	土地	土地をいう。
	建物	建物及び建物付属設備をいう。
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。

科目		説明
大区分	中区分	
	機械及び装置	機械及び装置をいう。
	車輛運搬具	乗用車、貨物自動車等をいう。
	器具及び備品	器具及び備品をいう。ただし、取得価額が10万円以上で、耐用年数が1年以上のものに限る。
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
	減価償却累計額	貸借対照表上、間接法で表示する場合の有形固定資産の減価償却の累計をいう。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券をいう。
	社会福祉連携推進業務長期貸付金	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人に対する貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	積立資産	将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。
	差入保証金	賃貸用不動産に入居する際に、賃貸人に担保として差し入れる敷金、保証金等をいう。
	長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。
	繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。
	その他の固定資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	貸倒引当金	固定資産に計上されている債権について回収不能額（返済免除等を含む）を見積もったときの引当金をいう。

<負債の部>

流動負債	事業未払金	業務活動に伴う費用等の未払い債務をいう。
	その他の未払金	上記以外の未払金（設備整備等未払金を含む。）をいう。
	支払手形	事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債務（金融手形を除く）をいう。

科目		説明
大区分	中区分	
	社会福祉連携推進業務短期借入金	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの短期借入金をいう。
	短期運営資金借入金	経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	役員等短期借入金	役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期借入金	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの長期借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	1年以内返済予定設備資金借入金	設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	1年以内返済予定長期運営資金借入金	長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	1年以内返済予定リース債務	リース債務のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	1年以内返済予定役員等長期借入金	役員等長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	1年以内支払予定長期未払金	長期未払金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	未払費用	賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。
	未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額をいう。
	未払消費税等	消費税及び地方消費税の未払額をいう。
	預り金	職員以外の者からの一時的な預り金をいう。
	職員預り金	源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収額等、職員に関する一時的な預り金をいう。
	前受金	物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。
	前受収益	受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。
	仮受金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。
	賞与引当金	支給対象期間に基づき定期に支給する職員賞与に係る引当金をいう。
	その他の流動負債	上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。

科目		説明
大区分	中区分	
固定負債	社会福祉連携推進業務長期借入金	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの長期借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	設備資金借入金	設備整備等に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	長期運営資金借入金	経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	リース債務	リース料総額から利息相当額を控除した金額で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	役員等長期借入金	役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。
	退職給付引当金	将来支給する退職金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。
	役員退職慰労引当金	将来支給する役員への退職慰労金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。
	長期未払金	固定資産に対する未払債務（リース契約による債務を除く）等で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	長期預り金	固定負債で長期預り金をいう。
	その他の固定負債	上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。

<純資産の部>

基金		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第131条の規定に基づく基金（同法第141条の規定に基づき返還された金額を除く。）を設けた場合には当該科目を使用する。
代替基金		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第144条の規定に基づく代替基金がある場合には当該科目を使用する。
積立金		将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき積み立てた額をいう。
次期繰越活動増減差額		損益計算書に記載された次期繰越活動増減差額をいう。

2. 損益計算書(内訳表含む)勘定科目の説明

①収益の部

<サービス活動収益>

科目		説明
大区分	中区分	
受取会費収益		社員から集める会費等をいう。
業務収益	社会福祉連携推進業務収益	社会福祉連携推進業務（貸付業務を除く。）に係る収益をいう。
	社会福祉連携推進業務受取利息収益	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人に対する貸付金に係る利息収益をいう。
	その他業務収益	その他業務に係る収益をいう。
	補助金等収益	業務に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金事業収益等をいう。
	その他の業務収益	上記に属さない業務収益をいう。
経常経費寄附金収益		経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。
その他の収益		上記に属さないサービス活動による収益をいう。

<サービス活動外収益>

受取利息配当金収益		預貯金、有価証券等の利息及び配当金等の収益をいう。（償却原価法による収益を含む。）
有価証券評価益		有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価益をいう。
有価証券売却益		有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却益をいう。
投資有価証券評価益		投資有価証券を時価評価した時の評価益をいう。
投資有価証券売却益		投資有価証券を売却した場合の売却益をいう。
積立資産評価益		積立資産を時価評価した時の評価益をいう。
その他のサービス活動外収益	為替差益	外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。
	雑収益	上記に属さないサービス活動外による収益をいう。

<特別収益>

設備整備等寄附金収益		設備整備等固定資産取得に係る寄附金をいう。
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金をいう。
固定資産受贈額		固定資産の受贈額をいう。
固定資産売却益		固定資産を売却した場合の売却益をいう。
その他の特別収益		上記に属さない特別利益をいう。

②費用の部

<サービス活動費用>

科目		説明
大区分	中区分	
人件費	役員報酬	役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	役員退職慰労金	役員の退職時の慰労金等をいう。
	役員退職慰労引当金繰入	役員退職慰労引当金に繰り入れる額をいう。
	職員給料	常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
	職員賞与	職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額をいう。
	賞与引当金繰入	職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額をいう。
	非常勤職員給与	非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
	派遣職員費	派遣会社に支払う金額をいう。
	退職給付費用	従事する職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額（役員であることに起因する部分を除く）をいう。
	法定福利費	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
事業費	水道光熱費	電気、ガス、水道等の費用をいう。
	燃料費	灯油、重油等の燃料費（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。
	消耗器具備品費	消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費用をいう。
	保険料	損害保険料等をいう。
	賃借料	器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	車輛費	乗用車、貨物自動車等の費用をいう。
	棚卸資産評価損	貯蔵品など、棚卸資産を時価評価した時の評価損をいう。
	社会福祉連携推進業務支払利息	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの借入金に係る利息費用をいう。
	雑費	事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
	事務費	福利厚生費
職員被服費		職員に支給又は貸与する作業衣などの購入、洗濯等の費用をいう。
旅費交通費		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（ただし、研究、研修のための旅費を除く）をいう。

科目		説明
大区分	中区分	
	研修研究費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用（研究・研修のための旅費を含む。）をいう。
	事務消耗品費	事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費用をいう。
	印刷製本費	事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。
	水道光熱費	事務用の電気、ガス、水道等の費用をいう。
	燃料費	事務用の灯油、重油等の燃料費（車両費で計上する燃料費を除く）をいう。
	修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。
	通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
	会議費	会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。
	広報費	広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する費用をいう。
	業務委託費	業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く）をいう。
	手数料	役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。
	保険料	生命保険料及び建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。
	賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。
	土地・建物賃借料	土地、建物等の賃借料をいう。
	租税公課	消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税等をいう。
	保守料	建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。
	渉外費	慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く）等に要する費用をいう。
	諸会費	各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
	雑費	事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
減価償却費		固定資産の減価償却の額をいう。
貸倒損失額		債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をいう。
貸倒引当金繰入		貸倒引当金に繰入れる額をいう。
その他の費用		上記に属さないサービス活動による費用をいう。

科目		説明
大区分	中区分	

< サービス活動外費用 >

支払利息		社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの借入金以外の設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
有価証券評価損		有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価損をいう。
有価証券売却損		有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。
投資有価証券評価損		投資有価証券を時価評価した時の評価損をいう。
投資有価証券売却損		投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。
積立資産評価損		積立資産を時価評価した時の評価損をいう。
その他のサービス活動外費用	為替差損	外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
	雑損失	上記に属さないサービス活動外による費用をいう。

< 特別費用 >

資産評価損		資産の時価の著しい下落に伴い、回復の見込みがない当該資産に対して計上する評価損をいう。
固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損	建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。
	車輛運搬具売却損・処分損	車輛運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
	器具及び備品売却損・処分損	器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
	その他の固定資産売却損・処分損	上記以外の固定資産を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
災害損失		火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する費用の合計額をいう。
その他の特別損失		上記に属さない特別損失をいう。

3. 資金収支明細書勘定科目の説明

①収入の部

<事業活動による収入>

科目		説明
大区分	中区分	
受取会費収入		社員から集める会費等をいう。
業務収入	社会福祉連携推進業務収入	社会福祉連携推進業務（貸付業務を除く。）に係る収入をいう。
	社会福祉連携推進業務長期借入金収入	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの長期借入金収入をいう。
	社会福祉連携推進業務受取利息収入	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人に対する貸付金に係る利息収入をいう。
	社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人に対する長期貸付金の回収収入をいう。
	その他業務収入	その他業務に係る収入をいう。
	補助金等収入	業務に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金等の収入をいう。
	その他の業務収入	上記に属さない業務収入をいう。
経常経費寄附金収入		経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。
受取利息配当金収入		預貯金、有価証券等の利息及び配当金等の収入をいう。
その他の収入	雑収入	上記に属さない業務活動による収入をいう。
流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益	有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却益をいう。
	有価証券評価益	有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価益をいう。
	為替差益	外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。

<投資活動による収入>

設備整備等寄附金収入		設備整備等固定資産取得に係る寄附金収入をいう。
設備資金借入金収入		設備整備に対する借入金の受入額をいう。
固定資産売却収入		固定資産の売却による収入をいう。
その他の投資活動による収入		上記に属さない投資活動による収入をいう。

科目		説明
大区分	中区分	

<財務活動による収入>

長期運営資金借入金 元金償還寄附金収入		社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの借入金以外の長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
長期運営資金借入金 収入		社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの借入金以外の長期運営資金（設備資金を除く）のための借入金の受入額をいう。
役員等長期借入金収入		役員等からの長期借入金の受入額をいう。
長期貸付金回収収入		社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人に対する貸付金以外の長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。（1年以内回収予定長期貸付金の回収による収入を含む。）
投資有価証券売却収入		投資有価証券の売却収入（収入総額）をいう。
基金受入収入		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条の規定に基づく基金の受け入れをいう。
積立資産取崩収入		積立資産の取崩しによる収入をいう。
その他の財務活動による収入		上記に属さないその他の活動による収入をいう。

②支出の部

<事業活動による支出>

科目		説明
大区分	中区分	
人件費支出	役員報酬支出	役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	役員退職慰労金支出	役員への退職慰労金等の支払額をいう。
	職員給料支出	常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
	職員賞与支出	常勤職員に支払う賞与をいう。
	非常勤職員給与支出	非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
	派遣職員費支出	派遣会社に支払う金額をいう。
	退職給付支出	外部拠出型の退職手当制度に対して法人が拠出する掛金額及び退職手当として支払う金額をいう。
事業費支出	法定福利費支出	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出をいう。
	水道光熱費支出	電気、ガス、水道等の支出をいう。
	燃料費支出	灯油、重油等の燃料費（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。
	消耗器具備品費支出	消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない支出をいう。
	保険料支出	損害保険料等をいう。
	賃借料支出	器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	車輛費支出	乗用車、貨物自動車等の支出をいう。
	社会福祉連携推進業務長期貸付金支出	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人に対する長期貸付金の支出をいう。
	社会福祉連携推進業務支払利息支出	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの借入金利息の支出をいう。
	社会福祉連携推進業務長期借入金元金償還支出	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの長期借入金の返済支出をいう。
事務費支出	雑支出	事業費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
	福利厚生費支出	健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。
	職員被服費支出	職員に支給又は貸与する作業衣などの購入、洗濯等の支出をいう。
	旅費交通費支出	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（ただし、研究、研修のための旅費を除く）をいう。

科目		説明
大区分	中区分	
	研修研究費支出	役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出(研究・研修のための旅費を含む。)をいう。
	事務消耗品費支出	事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの支出をいう。
	印刷製本費支出	事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出をいう。
	水道光熱費支出	事務用の電気、ガス、水道等の支出をいう。
	燃料費支出	事務用の灯油、重油等の燃料(車輛費で計上する燃料費を除く)をいう。
	修繕費支出	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
	通信運搬費支出	電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。
	会議費支出	会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。
	広報費支出	事務所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する支出をいう。
	業務委託費支出	業務の一部を他に委託するための支出(保守料を除く)をいう。
	手数料支出	役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。
	保険料支出	生命保険料及び建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。
	賃借料支出	固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。
	土地・建物賃借料支出	土地、建物等の賃借料をいう。
	租税公課支出	消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税等をいう。
	保守料支出	建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。
	渉外費支出	式典、慶弔、広報活動(広報費に属する支出を除く)等に要する支出をいう。
	諸会費支出	各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の支出をいう。
	雑支出	事務費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
支払利息支出		社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの借入金以外の設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
その他の支出	法人税、住民税及び事業税支出	法人税、住民税及び事業税に係る支出をいう。
	雑支出	上記に属さない支出をいう。
流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損	有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却損をいう。

科目		説明
大区分	中区分	
	資産評価損	資産の評価損をいう。
	為替差損	外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
	貸倒損失額	債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をいう。

<投資活動による支出>

設備資金借入金元金償還支出		設備資金の借入金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定設備資金借入金の償還額を含む。）
固定資産取得支出		固定資産を取得するための支出をいう。
固定資産除却・廃棄支出		建物取壊支出の他、固定資産の除却、廃棄等に係る支出をいう。
ファイナンス・リース債務の返済支出		ファイナンス・リース取引に係る支払リース料のうち、元本相当額をいう（1年以内返済予定リース債務の返済額を含む。）。
その他の投資活動による支出		設備整備等による支出で他のいずれの科目にも属さない支出をいう。

<財務活動による支出>

長期運営資金借入金元金償還支出		長期運営資金（設備資金を除く）の借入金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定長期運営資金借入金の償還額を含む。）
役員等長期借入金元金償還支出		役員等からの長期借入金の返済額をいう。
長期貸付金支出		長期に貸付けた資金の支出をいう。
投資有価証券取得支出		投資有価証券を取得するための支出をいう。
基金返還支出		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条の規定に基づく基金の取り崩し支出をいう。
積立資産支出		積立資産への積立による支出をいう。
その他の財務活動による支出	雑支出	その他の活動による支出で上記に属さない支出をいう。